会計	繰越	検算	転記		
⑦	⑦	前	有 ミ 大	○	

（その１）

収支報告書

令和7年分
（　　開催分）

（ふりがな）　たつざんかい

1 政治団体の名称　達山会

2 主たる事務所の所在地　東京都新宿区矢来町94-6

3 代表者の氏名　（姓）亀岡　（名）偉民

4 会計責任者の氏名　（姓）久保田　（名）千尋

事務担当者の氏名　（姓）石橋　（名）利香

（電話）03-3266-8021

（電話）

（電話）

受付
8.9.18
収支公開室
第　号

622号
8.4.21
東京都選挙管理委員会
事務局

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☑ ２以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☑ 有
- ☐ 無

公職の種類（現職・候補者の別）　衆議院議員（候補者）

資金管理団体の届出をした者の氏名　（姓）亀岡　（名）偉民

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　（姓）亀岡　（名）偉民

公職の種類（現職・候補者の別）　衆議院議員（候補者）

公職の候補者の氏名（２人目）　（姓）　（名）

公職の種類（現職・候補者の別）

公職の候補者の氏名（３人目）　（姓）　（名）

公職の種類（現職・候補者の別）

資金管理団体の指定の期間

から
まで

（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から
まで

（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

2336

103540

（その2）

収支の状況

1　収支の総括表

収入総額	41,607,095
（前年からの繰越額）	435,140
（本年の収入額）	41,171,955
支出総額	41,447,009
翌年への繰越額	160,086

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	0
員数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	50,000	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	50,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	50,000	

（その４）

(4) 借　入　金

行番号	借　　入　　先	金　　額	備　　考
1	亀岡偉民	300,000	令和7年2月3日
2	亀岡偉民	300,000	令和7年2月25日
3	亀岡偉民	500,000	令和7年3月25日
4	亀岡偉民	350,000	令和7年4月22日
5	亀岡偉民	300,000	令和7年5月29日
6	亀岡偉民	500,000	令和7年6月26日
7	亀岡偉民	500,000	令和7年8月25日
8	亀岡偉民	300,000	令和7年9月29日
9	亀岡偉民	300,000	令和7年10月1日
10	亀岡偉民	300,000	令和7年10月15日
11	亀岡偉民	150,000	令和7年11月27日
12	亀岡偉民	500,000	令和7年12月18日
13			
14			
15			
	合　　計	4,300,000	

(その６)

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
金銭以外のものによる寄附相当分	36,821,942	R7/5/22 自由民主党福島県第一選挙区支部の債務を肩代わり
この頁の小計	36,821,942	
１件１０万円未満のもの	13	
合　　計	36,821,955	

(注１) １件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「１件10万円未満のもの」欄に記載してください。
(注２) 「１件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	50,000				
	合　　計	50,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	844,400	0	
(2) 光熱水費	504,721	0	
(3) 備品・消耗品費	4,112	0	
(4) 事務所費	1,788,795	0	
小計	3,142,028	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	1,483,039	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	36,821,942	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	38,304,981	0	
合計	41,447,009		

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	電気代	38,611	R7/1/22	東京電力エナジーパートナー㈱	中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
2	電気代	37,997	R7/2/21	東京電力エナジーパートナー㈱	中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
3	電気代	38,929	R7/3/25	東京電力エナジーパートナー㈱	中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
4	電気代	34,833	R7/4/22	東京電力エナジーパートナー㈱	中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
5	電気代	29,841	R7/6/2	東京電力エナジーパートナー㈱	中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
6	電気代	25,752	R7/6/30	東京電力エナジーパートナー㈱	中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
7	電気代	34,207	R7/8/5	東京電力エナジーパートナー㈱	中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
8	電気代	13,212	R7/8/5	東京電力エナジーパートナー㈱	中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
9	電気代	12,238	R7/9/4	東京電力エナジーパートナー㈱	中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
10	電気代	34,348	R7/9/4	東京電力エナジーパートナー㈱	中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
11	電気代	16,195	R7/10/7	東京電力エナジーパートナー㈱	中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
12	電気代	36,332	R7/10/7	東京電力エナジーパートナー㈱	中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
13	電気代	29,002	R7/11/5	東京電力エナジーパートナー㈱	中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
14	電気代	11,626	R7/11/5	東京電力エナジーパートナー㈱	中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
15	電気代	29,451	R7/12/1	東京電力エナジーパートナー㈱	中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
	その他の支出	82,147				
	合計	504,721				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	4,112				
	合計	4,112				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	電話代	11,880	R7/4/25	NTTファイナンス㈱	港区港南1-2-70品川シーズンテラス	
2	電話代	11,883	R7/4/30	NTTファイナンス㈱	港区港南1-2-70品川シーズンテラス	
3	電話代	11,700	R7/4/30	NTTファイナンス㈱	港区港南1-2-70品川シーズンテラス	
4	電話代	12,103	R7/6/2	NTTファイナンス㈱	港区港南1-2-70品川シーズンテラス	
5	電話代	11,880	R7/6/30	NTTファイナンス㈱	港区港南1-2-70品川シーズンテラス	
6	電話代	12,103	R7/6/30	NTTファイナンス㈱	港区港南1-2-70品川シーズンテラス	
7	電話代	12,103	R7/8/5	NTTファイナンス㈱	港区港南1-2-70品川シーズンテラス	
8	電話代	12,082	R7/8/12	NTTファイナンス㈱	港区港南1-2-70品川シーズンテラス	
9	電話代	11,880	R7/8/25	NTTファイナンス㈱	港区港南1-2-70品川シーズンテラス	
10	電話代	12,104	R7/8/28	NTTファイナンス㈱	港区港南1-2-70品川シーズンテラス	
11	電話代	11,583	R7/9/4	NTTファイナンス㈱	港区港南1-2-70品川シーズンテラス	
12	電話代	12,104	R7/10/7	NTTファイナンス㈱	港区港南1-2-70品川シーズンテラス	
13	電話代	11,880	R7/10/30	NTTファイナンス㈱	港区港南1-2-70品川シーズンテラス	
14	電話代	12,104	R7/10/31	NTTファイナンス㈱	港区港南1-2-70品川シーズンテラス	
15	電話代	12,422	R7/11/8	NTTファイナンス㈱	港区港南1-2-70品川シーズンテラス	
16	電話代	12,104	R7/12/10	NTTファイナンス㈱	港区港南1-2-70品川シーズンテラス	
17	家賃	66,000	R7/1/24	㈱ユニカ	新宿区西早稲田2-7-1	
18	家賃	66,000	R7/2/20	㈱ユニカ	新宿区西早稲田2-7-1	
19	家賃	66,000	R7/3/24	㈱ユニカ	新宿区西早稲田2-7-1	
20	家賃	66,000	R7/4/25	㈱ユニカ	新宿区西早稲田2-7-1	

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
21	家賃	66,000	R7/5/23	㈱ユニカ	新宿区西早稲田2-7-1	
22	家賃	66,000	R7/6/24	㈱ユニカ	新宿区西早稲田2-7-1	
23	家賃	66,000	R7/6/24	丹野フク子	二本松市金色久保227-8	
24	家賃	66,000	R7/7/23	㈱ユニカ	新宿区西早稲田2-7-1	
25	家賃	66,000	R7/7/23	丹野フク子	二本松市金色久保227-8	
26	家賃	66,000	R7/8/25	㈱ユニカ	新宿区西早稲田2-7-1	
27	家賃	66,000	R7/8/25	丹野フク子	二本松市金色久保227-8	
28	家賃	66,000	R7/9/24	㈱ユニカ	新宿区西早稲田2-7-1	
29	家賃	66,000	R7/9/26	丹野フク子	二本松市金色久保227-8	
30	家賃	66,000	R7/10/24	㈱ユニカ	新宿区西早稲田2-7-1	
31	家賃	66,000	R7/10/24	丹野フク子	二本松市金色久保227-8	
32	家賃	66,000	R7/11/25	㈱ユニカ	新宿区西早稲田2-7-1	
33	家賃	66,000	R7/11/25	丹野フク子	二本松市金色久保227-8	
34	家賃	66,000	R7/12/24	㈱ユニカ	新宿区西早稲田2-7-1	
35	家賃	66,000	R7/12/24	丹野フク子	二本松市金色久保227-8	
36	有料スペース年会費	33,000	R7/6/27	㈱フリースタイル	新宿区新宿5－11－13富士新宿ビル4階	
37	コピー機リース代	25,080	R7/10/27	三菱HCビジネスリース㈱	港区西新橋1-3-1	
38						
	その他の支出	284,800				
	合計	1,788,795				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	タクシー代	56,810	R7/1/22	国際自動車㈱	港区赤坂2-8-6km赤坂ビル	
2	タクシー代	30,800	R7/1/22	日本交通㈱	千代田区紀尾井町3-12紀尾井町ビル	
3	タクシー代	73,580	R7/2/25	国際自動車㈱	港区赤坂2-8-6km赤坂ビル	
4	タクシー代	63,100	R7/2/25	日本交通㈱	千代田区紀尾井町3-12紀尾井町ビル	
5	タクシー代	93,380	R7/3/17	国際自動車㈱	港区赤坂2-8-6km赤坂ビル	
6	タクシー代	53,410	R7/3/17	日本交通㈱	千代田区紀尾井町3-12紀尾井町ビル	
7	乗車券代	25,540	R7/4/6	東日本旅客鉄道㈱	渋谷区代々木2-2-2	
8	タクシー代	162,730	R7/4/22	国際自動車㈱	港区赤坂2-8-6km赤坂ビル	
9	タクシー代	89,270	R7/4/22	日本交通㈱	千代田区紀尾井町3-12紀尾井町ビル	
10	タクシー代	57,470	R7/5/29	国際自動車㈱	港区赤坂2-8-6km赤坂ビル	
11	タクシー代	15,900	R7/5/29	日本交通㈱	千代田区紀尾井町3-12紀尾井町ビル	
12	タクシー代	72,800	R7/6/24	国際自動車㈱	港区赤坂2-8-6km赤坂ビル	
13	タクシー代	31,390	R7/7/23	国際自動車㈱	港区赤坂2-8-6km赤坂ビル	
14	タクシー代	14,100	R7/7/23	日本交通㈱	千代田区紀尾井町3-12紀尾井町ビル	
15	タクシー代	21,000	R7/8/29	国際自動車㈱	港区赤坂2-8-6km赤坂ビル	
16	タクシー代	37,110	R7/9/18	国際自動車㈱	港区赤坂2-8-6km赤坂ビル	
17	タクシー代	37,380	R7/10/27	国際自動車㈱	港区赤坂2-8-6km赤坂ビル	
18	タクシー代	33,670	R7/11/25	国際自動車㈱	港区赤坂2-8-6km赤坂ビル	
19	タクシー代	34,390	R7/12/19	国際自動車㈱	港区赤坂2-8-6km赤坂ビル	
	その他の支出	258,520				
	合計	1,262,350				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					飲食代	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	28,189				
	合計	28,189				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					交際費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	生花代	22,000	R7/2/9	(有)博善社	下野市小金井3009-16	
2	生花代	16,500	R7/2/28	㈱八幡台やまたまや	いわき市勿来町大高中郡123-4	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	38,500				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	参加費	14,000	R7/5/20	福島県飲食業組合連合会	郡山市桑野3-12-2	
2	チケット代	50,000	R7/7/10	福島きてみて呑んでラリー実行委員会	福島市新町1-26第7清水ビル2階	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	90,000				
	合計	154,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	寄附・交付金 （金銭以外のものによる寄附相当分）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
金銭以外のものによる寄附相当分	36,821,942	7 5 22	自由民主党福島県第一選挙区支部	福島県福島市野田町5-6-25	借入金の債務引き受け
この頁の小計	36,821,942				
その他の支出					
合計	36,821,942				

（注１） ５万円以上の支出は全て個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注２） 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出は全て個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注３） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。
（注４） 項目別区分ごとに別葉にしてください。

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	☐	

(その18)

2　資産等の項目別内訳

	資産等の内訳		項目別区分	シ金　借入先ごとの残高が100万円を超える借入
行番号	摘　　要	金　　額	年月日	備　　考
1	亀岡偉民	9,300,000		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　4月　20日

政治団体の名称　達山会

会計責任者の氏名　久保田　千尋

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和８年４月１５日

達　山　会
　代表　亀岡　偉民　殿

登録政治資金監査人　若井英之
登　録　番　号　　第５７２６号
研修修了年月日　令和２年１０月２３日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、達山会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、達山会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明

細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

達山会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、達山会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である

以　上